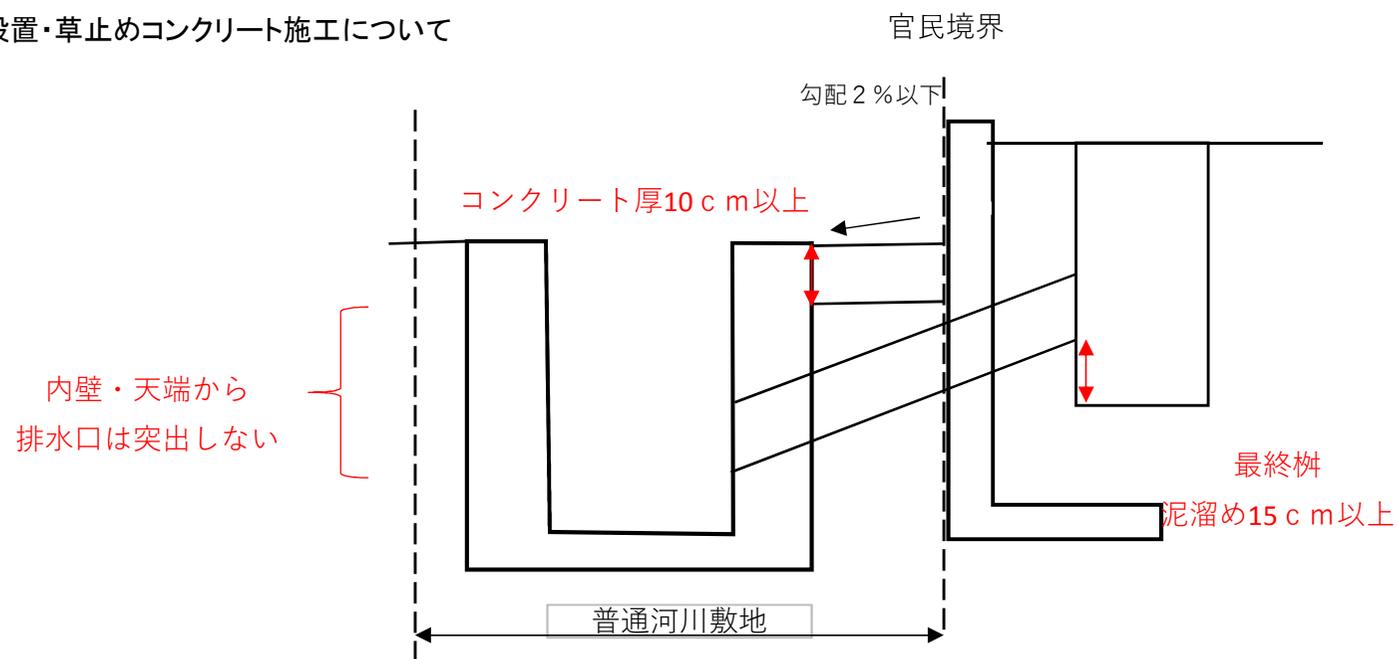


排水口設置・草止めコンクリート施工について



※普通河川敷地での張りコンクリート（草止めコンクリート）を施工する際には申請が必要になります。その場合、厚さ10 cm以上かつ横断勾配2%以下で施工してください。

※普通河川（水路）へ排水口を設置する際には、事前に申請が必要になります。その場合、民地内に最終柵（泥溜め15 cm以上）を設置し、排水口が水路の内壁より突出しないようにしてください。

また、普通河川の河床にコンクリート打設がされていない場合は敷コンクリートを上下流1 m（事業用の排水口の場合は1.5 m）ずつ厚さ10 cm以上打設してください。